

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田 剛二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)	
地域名 (地域内農業集落名)	厚陽地区(古開作・沖開作・梶・大河) (古開作東・古開作上・古開作下・沖開作・梶上・梶中・梶下・大河)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月6日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

古開作集落については、中小規模の農家が耕作しており、農地の集積が進んでいるが、圃場が分散している。また、後継者がいない農地が多い。沖開作集落については、農事組合法人により過半数以上の農地が集積・集約化できている。農地の大区画化や汎用化が課題である。大河集落については、多くの農地が耕作されているが、遊休農地や後継者のいない農地が散見される。全体的なところでは、水路の改修等、農業インフラの整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

古開作集落については、農地の集約化やスマート農業の導入など農作業の効率化を図る。沖開作集落については、法人経営を存続させながら、後継者の発掘や基盤整備を視野に入れ、農地を守る。大河集落については、後継者へ確実に引き継ぐとともに農地の集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	111.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的には、地域の合意形成がとれれば、圃場整備事業へ取り組みたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポン)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシをはじめ鳥類や小動物の被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、柵の管理や被害状況の確認等の体制を整える。
- ③スマート農業機械の導入を検討し、作業の効率化を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を有効活用し、山際の農地については、保全・管理を検討する。